

第6章 その他の環境汚染対策

第1節 産業廃棄物対策

産業廃棄物の処理、処分事業については、昭和45年度から事業に着手しているが、その概要は次のとおりである。

第1 調査研究

昭和45年度においては、次の調査研究を実施した。

- (1) 海洋還元に関する調査研究
- (2) 輸送体系に関する調査研究
- (3) スラッジ処理に関する調査研究
- (4) 海外事情に関する研究
- (5) 廃棄物の収集、運搬の形態に関する研究
- (6) 廃棄物の処理、処分の実態の解析

第2 産業廃棄物処理対策の連絡調整

昭和44年9月29日の府市懇談会において、大阪における産業廃棄物の処理、処分対策について、共同して事業を推進することに意見が一致した。

このため、必要な広域事業者の設立や処理センターの建設場所、国への要望その他について府市産業廃棄物処理対策協議会を中心に種々協議を重ねた。

第1回 昭和45年7月23日

第2回 昭和45年8月7日

第3回 昭和45年12月21日

第4回 昭和46年2月19日

第3 大阪産業廃棄物処理公社の設立

大量で多種多様化する産業廃棄物は原則として排出者の責任において処理すべきであるが、それらすべてを事業者において安全かつ衛生的に最終的な処分まで行なうことは不可能であり、不完全な処理、処分によって副次的な公害発生の危険もある。

府では、廃棄物の種類に応じた適正な処理、処分事業その他必要な事業を広域的、

総合的に実施するため、府市協議を重ねた結果、昭和46年2月19日府市共同出資による財団法人大阪産業廃棄物処理公社を設立した。その内容は次のとおりである。

事務所 大阪市東区船場中央2丁目1番地 船場センタービル内

出資金 1,000万円（大阪府 500万円，大阪市 500万円）

事業 (1) 廃棄物を処分するために必要な処理事業
(2) 廃棄物の海面埋立処分事業
(3) 廃棄物の海洋還元処分事業
(4) 廃棄物の処理・処分に関する調査研究事業
(5) その他必要な事業

役員 理事長 高田大阪府副知事

専務理事ほか理事 11名

監事 2名

事務局機構 事務局長（兼理事）
┌ 企画課
└ 業務課

第4 産業廃棄物の処理・処分施設の整備

廃棄物を最終的に処分するに際しては、公害現象が発生するおそれのないよう事前に廃棄物を無害化、安定化しておくための加工処理が必要である。

このためには、各種の廃棄物について、それぞれに適応した処理を施すための施設（処理センター）を整備せねばならない。また、これらの施設は最終処分との関連から臨海地域に設置することが必要であり、かつ、広域的輸送の効率化のためには何カ所かが必要と考えられる。

大阪では北部に大阪市北港埋立地を中部に堺第7－3区埋立地を計画、施設の内容として特殊焼却処理、化学的処理、物理的処理、生物学的処理などを昭和50年度を第1次計画の目標として、整備を行なうことを計画している。

この処理センター用地の造成は、昭和45年度、46年度の2カ年にわたって実施しているが、昭和45年度に完成した換算用地面積は6,160㎡である。

最終処分については、海面埋立、再生利用等が考えられるが、大阪府から排出される廃棄物のうち約60%が土砂、がれき等の中間加工処理をせず、直接海面埋立ができるものである。

このような現状から、臨海部での大規模な受入れ処分施設の整備が早急に必要になってくる。海面埋立については、投入物の他海域への流出および拡散による海洋汚染防止のため、昭和45年度、46年度の2カ年にわたってえん堤を設置している。昭和45年度に完了したえん堤は315メートルである。

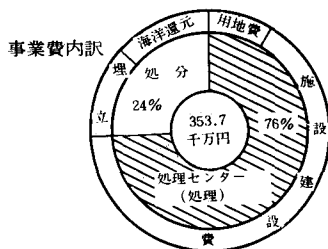
この施設の確保によって、土砂、がれき等直接海面投入しても無害なもの、将来産業廃棄物処理センターから排出される焼却残渣の処分が可能になるわけである。

昭和45年度に作成した産業廃棄物処理・処分施設整備計画は表-78および表-79のとおりである。

表-78 産業廃棄物処理全体計画 (昭和45~50年度)

(単位：百万円)

区 分		年 度	昭45	46	47	48	49	50	計
処 理 (処理センター)	施設建設		—	3,972	7,514	6,665	4,375	1,215	23,741
	用地費		570	2,527	—	—	—	—	3,097
	計		570	6,499	7,514	6,665	4,375	1,215	26,838
処 分	海洋還元		—	1,067	1,400	1,290	360	—	4,117
	海面埋立		1,150	490	—	335	1,005	1,434	4,414
	計		1,150	1,557	1,400	1,625	1,365	1,434	8,531
総 計		1,720	8,056	8,914	8,290	5,740	2,649	35,369	



表一79 産業廃棄物処理・処分施設整備計画

区分	処理系列	対象物名	50年度処理対象量 千t/月	目標処理率%	50年度処理量 t/日	処理規模 t/日	年度別					内訳		百分率 %	
							45	46	47	48	49	50	計		
処理施設	特殊焼却	合成樹脂油	81.1	60	1,948	2,100	—	2,342	2,615	2,168	1,273	274	8,672	24.5	
	スラッジ処理	動物性残渣 スラッジA スラッジB,C	110.3	50	2,204	2,450	—	484	1,665	1,545	658	121	4,473	12.7	
	焼却処理	セロロース系 雑ごみ	46.0	30	552	560	—	—	1,444	1,446	1,084	362	4,336	12.3	
	物理的処理	金属くず がれき	340.8	30	4,080	4,080	—	—	628	630	472	158	1,888	5.3	
	廃棄物処理	廃アルカリ	32.1	40	512	600	—	—	16	16	28	12	72	0.2	
	小計		610.3	38.1	9,296	9,790	—	2,826	6,368	5,805	3,515	927	19,441	55.0	
	管理施設		610.3	38.1	9,296	9,790	—	1,146	1,146	860	860	288	4,300	12.2	
	用地						65,000 ^{m²}	—	—	—	—	—	—	—	—
	地費						35,000 ^{m²}	—	—	—	—	—	—	—	—
	費用							667	—	—	—	—	—	667	—
合計(A)			610.3	38.1	9,296	9,790	570	6,499	7,514	6,665	4,375	1,215	23,741	67.2	
処分	海頭施設	スラッジ					570	1,860	—	—	—	—	2,430	—	
	海洋運元	動物性残渣	377.5	50	7,552	10,000	—	1,067	900	700	200	—	2,867	8.0	
	埋立処分	家畜糞尿 土がれき等	1,913.3	30.0	23,396		1,150	490	—	335	1,005	1,434	4,414	12.5	
	合計(B)		2,290.8	33.8	30,948		1,150	1,557	1,400	1,625	1,365	1,434	8,531	24.0	
総計(A)+(B)			2,901.1	34.7	40,244		1,720	8,056	8,914	8,290	5,740	2,649	35,369	100.0	

(25日計算)

第5 その他の対策

そのほか、廃棄物の処理・処分事業の推進が円滑に運ぶよう国へ次のような要望を行なった。

- (1) 特殊法人設立のための立法化
- (2) 産業廃棄物処理・処分施設整備にあたっての財政援助
- (3) 関係法令の整備

これらの要望に対し、国の財政援助制度が新たに設けられるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、法体制の整備が図られた。

第2節 土壌汚染対策

八尾地区等のカドミウム環境汚染対策

1 農家対策

(1) 緊急対策

ア 応急配給措置

カドミウム汚染等の調査結果が判明するまで地区産米の食用および流通を中止するよう指導し、希望農家には応急配給米の受配措置をとった。

イ 一般配給措置

汚染米の処分により保有米に不足を生じた農家に対して、一般配給米の受配措置をとった。

ウ 汚染米の措置

(ア) 米中のカドミウム濃度0.4～1.0ppm未満（5等米以上）と認定された地域の農家の保有米については、農家の希望により政府所有米との交換措置をとった。

(イ) 玄米中のカドミウム濃度1.0ppm以上および等外米の保有米については、食用以外の用途に処分するようあっ旋した。

エ 緊急融資措置

アおよびイに要する経費ならびにウによる処分損に対し、農協資金による融資を行ない、府、市で利子補給を行なった。

(2) 営農対策

ア 休耕指導のため、汚染田については、今後もカドミウム濃度の高い米が生産されるおそれがあること、および市街化が積極的に進められる地域であることを考慮し、当面休耕を指導し、あわせて他用途への利用を促進するよう指導した。

イ 作付転換

ウ 土壌の入れ替えの効果を確認するため、農業経営上特に必要なもの、汚染の著しいものについて実験的に実施した。

なお、これに要する費用は農業近代化資金による融資を行ない、府、市において利子補給をした。

エ 土壌改良前の試験的施用

オ 昭和46年度産米については、秋に再調査し、昭和45年度に準じた措置を講ずることとした。

カ カドミウムにかかる試験研究のため、農林技術センターにおいて、カドミウム影響試験を行ない、農作物と土壌との相関関係、水田性状と農作物の吸収等の関係につき調査研究をすることとした。

2 保健衛生対策

汚染地域内の住民1,268名について第1次検診を実施し、うち83名について第2次検査を行なった結果、慢性カドミウム中毒の疑いのある者はいなかったが、第2次検診者については、今後とも地元保健所等で長期的な保健指導を進めることとした。

3 発生源対策

発生源と考えられる工場については、すでに行政処分等によりカドミウムの使用を中止させているが、今後も遂時立入検査を実施し、強力に指導することとした。

このほか、調査地区内には中小工場が密集し、住、工、農混在の市街化区域であるので、下水道の整備等の対策を早急に行なう必要がある。